

平成 18 年 12 月 1 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都港区六本木一丁目 10 番 6 号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員 藤 田 哲 也
(コード番号 8965)

問合せ先
シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社
常務取締役兼投資アセットマネジメント部長 新井 潤
TEL. 03-6229-3860(代表)

資産の取得完了に関するお知らせ

ニューシティ・レジデンス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 18 年 5 月 31 日付「資産の取得に関するお知らせ」(平成 18 年 9 月 19 日付「資産の取得予定日等に関するお知らせ」により変更済み)において、取得予定の資産として公表したもののうち、ニューシティレジデンス東日本橋及びニューシティレジデンス八雲にかかる不動産信託受益権の取得を完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得の概要

	物件名称(注 1)	取得価格(注 2) (百万円)
1	ニューシティレジデンス東日本橋	4,930
2	ニューシティレジデンス八雲	1,160
	合 計	6,090

(注 1) 物件 1 及び 2 を信託財産とする不動産管理处分信託契約は、本投資法人による取得完了後、合意解除され、本投資法人が物件 1 及び 2 の所有権を取得します。

上記各物件の詳細等につきましては、平成 18 年 5 月 31 日付「資産の取得に関するお知らせ」をご参照下さい。なお、平成 18 年 5 月 31 日付「資産の取得に関するお知らせ」においては、上記各物件に関し、株式会社ニューシティプロパティサービスとの間でマスターリース契約を締結する予定としておりましたが、平成 18 年 12 月 1 日付で、ニューシティ・リーシング・ワン有限会社との間でマスターリース契約を締結いたします。ニューシティ・リーシング・ワン有限会社は、本投資法人の資産運用にかかる自主ルールに定める利害関係者に該当するため、当該ルールに従い、かかるマスターリース契約の締結に関して、以下の審議・決議を経ています。

- ・資産運用会社(シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社)のコンプライアンス委員会による審議及び決議

- ・資産運用会社の投資委員会による審議及び決議
- ・資産運用会社の取締役会による審議及び決議

(注2) 取得諸経費、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を除きます。

以上

本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.ncrinv.co.jp>